

4月から新しい組織体制になります



令和8年度より第5次清瀬市長期総合計画がスタートし、「ともに未来をひらき 笑顔とみどりがあふれるまち 清瀬」という基本理念のもと、10年後のまちの姿である4つの将来像の実現を目指して、清瀬市に関わるすべての人々が一体となって、新たなまちづくりに挑戦していきます。この挑戦を強固なものとするため、市の組織強化を図りながら、より効果的な市政運営を進めるため、組織を改正します。新組織は、これまでの9部、34課、66係から、9部、34課、65係に改めます。今回の組織改正に伴い、各課フロア配置及び窓口番号が変更となります。詳しくはホームページをご確認ください。☎未来創造課イノベーション推進係☎042-497-1802



フロア配置 各課業務内容
・窓口番号 ・電話番号

改正の基本的な考え方・概要

将来像1「子どもも大人も学びあい育ちあう」きよせ

子どもの育ちと学びが地域全体で支えられるとともに、市民誰もが生涯にわたって学びの機会を得られる環境を整備することで、すべての世代が心豊かに生活できるまちを目指します。

- ◆「子育て支援課」から「子ども支援課」に名称変更
⇒子どもの権利を尊重しながら、誕生前から就学期以後まで切れ目ない支援を行います。
- ◆「子ども支援課支援係」を新設
⇒子どもの育ちの支援を推進するための中枢の係を新設します。
- ◆「子育て支援課子育て支援係」から「子ども支援課給付係」に名称変更
⇒児童手当の支給や医療費の助成などをとおして、子どもの福祉の増進、保健の向上と健やかな育成を図ります。
- ◆「母子保健係(旧子育て支援課)」を「子ども家庭支援センター」に設置
⇒すべての妊産婦及び子育て世帯を切れ目なく支援するとともに、困難を抱えた児童とその家庭が地域で安心して生活できるよう、児童福祉機能と母子保健機能を一体的に運用します。
- ◆「子ども家庭支援センター子ども支援係」を「子ども家庭支援センター庶務係」と「子ども家庭支援センター相談係」に分割
⇒多様な子育て世帯に対し、ニーズに応じた子育て支援サービスを提供するとともに、子育てについて気軽に相談できる体制を構築します。
- ◆「生涯学習スポーツ課児童青少年係」から「生涯学習スポーツ課学童係」に名称変更
⇒学童クラブ及び放課後こども教室(まなべー)に関する事業について、引き続き学校と連携の強化を図ります。なお、児童青少年に関する事業は「子ども支援課支援係」に移管します。
- ◆「図書館」から「図書館課」に名称変更
⇒おうち図書館の実施や利用しやすい図書館環境を整備し、読書環境の充実を図ります。

将来像2「思いやりに包まれ健やかに暮らす」きよせ

すべての市民が必要に応じた支援や医療を受け、健やかで心豊かに生きいきと暮らすことができるよう、関係機関や地域との連携・協働を通じて、思いやりに包まれたまちを目指します。

- ◆組織の改正はありません。
⇒引き続き、「健幸づくりの推進」や「協働によるまちづくりの推進」に取り組みます。

将来像3「安全・安心・快適に暮らせる」きよせ

豊かなみどりと農地を次世代に引き継ぎながら、都市基盤や居住環境の充実、防災・防犯体制の充実・強化を図ることで、誰もが「安全・安心・快適」と感じるまちを目指します。

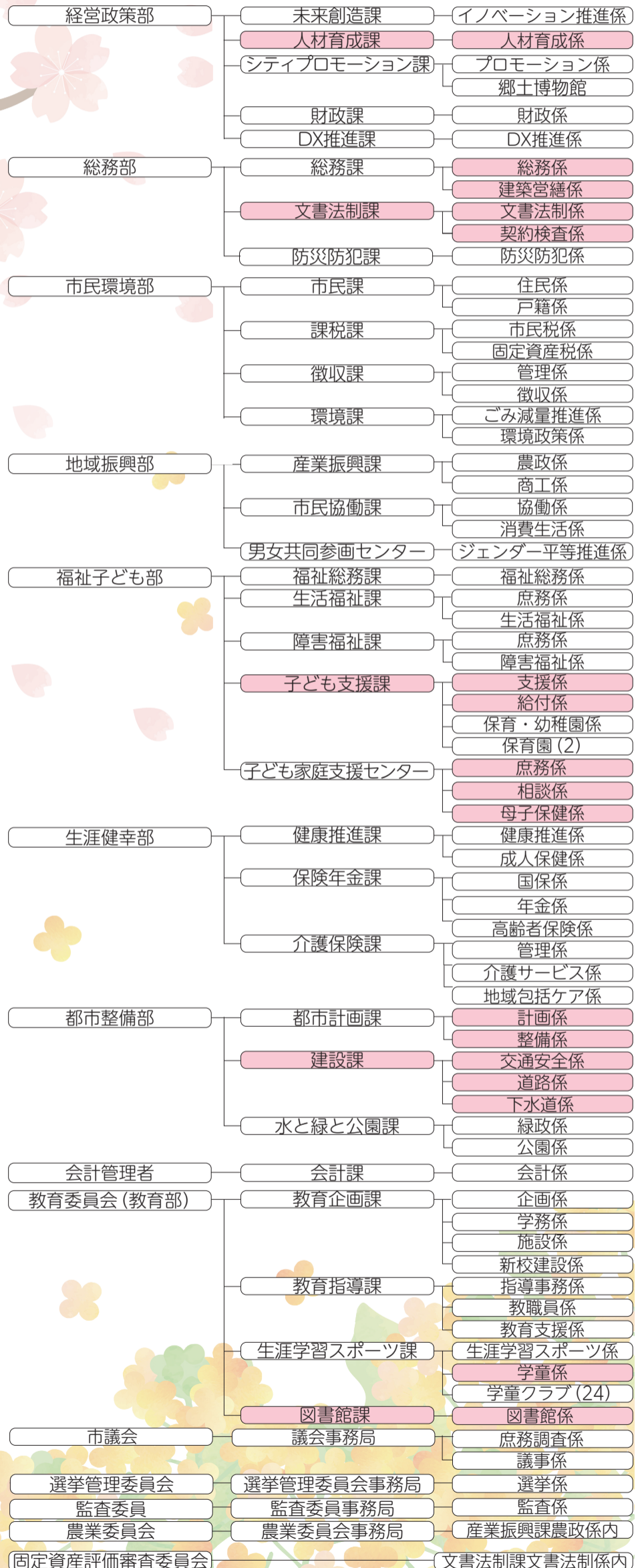
- ◆「都市計画課都市計画係」から「都市計画課計画係」へ名称変更
⇒都市計画マスタープランで掲げる都市の将来像の実現に向けて、計画の実行をより強化します。
- ◆「都市計画課用地係」から「都市計画課整備係」へ名称変更
⇒都市計画道路などの都市基盤の整備を推進します。
- ◆「道路交通課」と「下水道課」を統合し、「建設課」を新設
「建設課」に「交通安全係(旧道路交通課道路交通係(交通安全業務))」、「道路係(旧道路交通課道路交通係(管理業務)及び整備係)」、「下水道係」を新設
⇒適切な都市基盤を形成するため、市道の維持管理及び新設道路の整備を促進するとともに、下水道施設の老朽化対策や地震対策、また、道路の浸水対策など、市民の安全を守り、安心で快適な生活を支える施策を着実に推進します。

将来像4「活気があふれる」きよせ

市と関係機関が連携して商店街や市内産業の活性化及びまちの魅力を発信に取り組みとともに、職員が力を発揮できる体制の整備など行政基盤を強化することで、にぎわいと活気あふれるまちを目指します。

- ◆「人材育成課」を新設し、「人材育成係(旧「未来創造課」)」を設置
⇒職員の育成強化と組織の強化を図ります。
- ◆「総務課」と「建築管財課」を統合するとともに、「総務課総務係」に「建築管財課管財係」を統合
「総務課」に「建築管財係(旧建築管財課建築管財係)」を新設
⇒適切な公共施設の維持及び更新を図ります。
- ◆「文書法制課」を新設し、「文書法制係(旧総務課文書法制係)」と「契約検査係(旧総務課)」を設置
⇒契約手続きにおける法務確認を強化し、適正な契約業務を遂行します。

新組織(塗りつぶし箇所が今回の改正部署)



納税にご協力を

■夜間納税・納税相談 ☎4月22日(水)・23日(木)午後8時まで
■日曜納税・納税相談 ☎4月26日(日)午前9時～午後4時

■土曜納税・納税相談 ☎4月11日(土)午前9時～正午
場いずれも市役所徴収課窓口 ☎徴収課徴収係 ☎042-497-2045